

---

鳴門市新庁舎建設基本設計の概要（案）

令和2年3月



目次

1	設計方針・計画概要	・・・	1
2	配置計画	・・・	4
3	平面計画	・・・	5
4	立面計画	・・・	9
5	断面計画	・・・	10
6	構造計画	・・・	11
7	建築設備計画	・・・	12
8	環境計画	・・・	12
9	防災計画	・・・	13
10	ユニバーサルデザイン計画	・・・	14
11	議会フロア計画	・・・	15
12	事業計画概要	・・・	16

# 1 設計方針・計画概要

## 1-1 設計方針

### 市民の安全安心をまもり、絆をはぐくむ鳴門らしい庁舎

鳴門市の現在の本庁舎は、建築から57年を経過し、狭隘化や庁舎施設の分散、防災拠点機能の不足、施設・設備の老朽化、バリアフリー化への対応など、さまざまな課題を抱えています。また、今後30年以内の発生確率が最大80%とされる南海トラフ巨大地震の対策推進地域に指定される地域にあり、耐震性能も著しく不足している状況にあることから、防災・災害対策機能の強化はもとより、各種課題の解決に向け、新庁舎を建設することとしました。

「鳴門市新庁舎建設基本計画」に掲げる基本理念「市民の安全安心をまもり、絆をはぐくむ鳴門らしい庁舎」と、その具体的な方向性を示す5つの基本方針に基づき、誰もが利用しやすく、本市の防災拠点にふさわしい、市民に親しまれる庁舎を具体化するものとして「鳴門市新庁舎建設基本設計」を作成しました。

#### 基本方針1：誰もが利用しやすく、質の高い市民サービスを提供する庁舎

- ・分散する庁舎機能、窓口業務の集約を行い、ワンフロアで対応できる利用しやすい庁舎
- ・ユニバーサルデザインを導入し、誰もが安心かつ快適に利用できる庁舎
- ・市民サービス向上のため、職員の業務効率の向上につながる機能を導入した庁舎

#### 基本方針2：防災拠点にふさわしい、安全安心な庁舎

- ・大規模地震の発生に備え、高い耐震安全性、業務継続性を確保した庁舎
- ・津波浸水被害に備え、災害レベルと発生確率を考慮した複合的な対策を導入した庁舎
- ・災害時と平常時という垣根を取り除いた、フェーズフリーの観点に基づいた庁舎
- ・市民などの重要な情報を守るため、十分なセキュリティレベルを確保した庁舎

#### 基本方針3：市民がつどい、親しまれる庁舎

- ・市民が身近に感じられるよう、市民が利用できる交流スペースなどを備えた庁舎
- ・市政に関する情報や、市民活動に関する情報を発信する情報スペースを備えた庁舎
- ・鳴門の魅力を再発見でき、地域への誇りと愛着を深めるような仕組みを備えた庁舎

#### 基本方針4：経済的で将来の変化に対応できる庁舎

- ・施設の長寿命化など、ライフサイクルコストを考慮した経済効率の高い庁舎
- ・本市を取り巻く環境の変化に対応できる将来性と柔軟性を兼ね備えた庁舎
- ・最新のICT・IoT技術など、今後の情報技術の進展にも対応した庁舎

#### 基本方針5：環境にやさしく、周辺環境と調和した庁舎

- ・環境負荷の軽減に向けた省資源・省エネルギー化などに対応した庁舎
- ・周辺環境との調和を図るため、良好な景観形成を目指した庁舎



▲新庁舎完成予想図



▲新庁舎完成予想図

# 1 設計方針・計画概要

## 1-2 計画概要

### 1：敷地概要

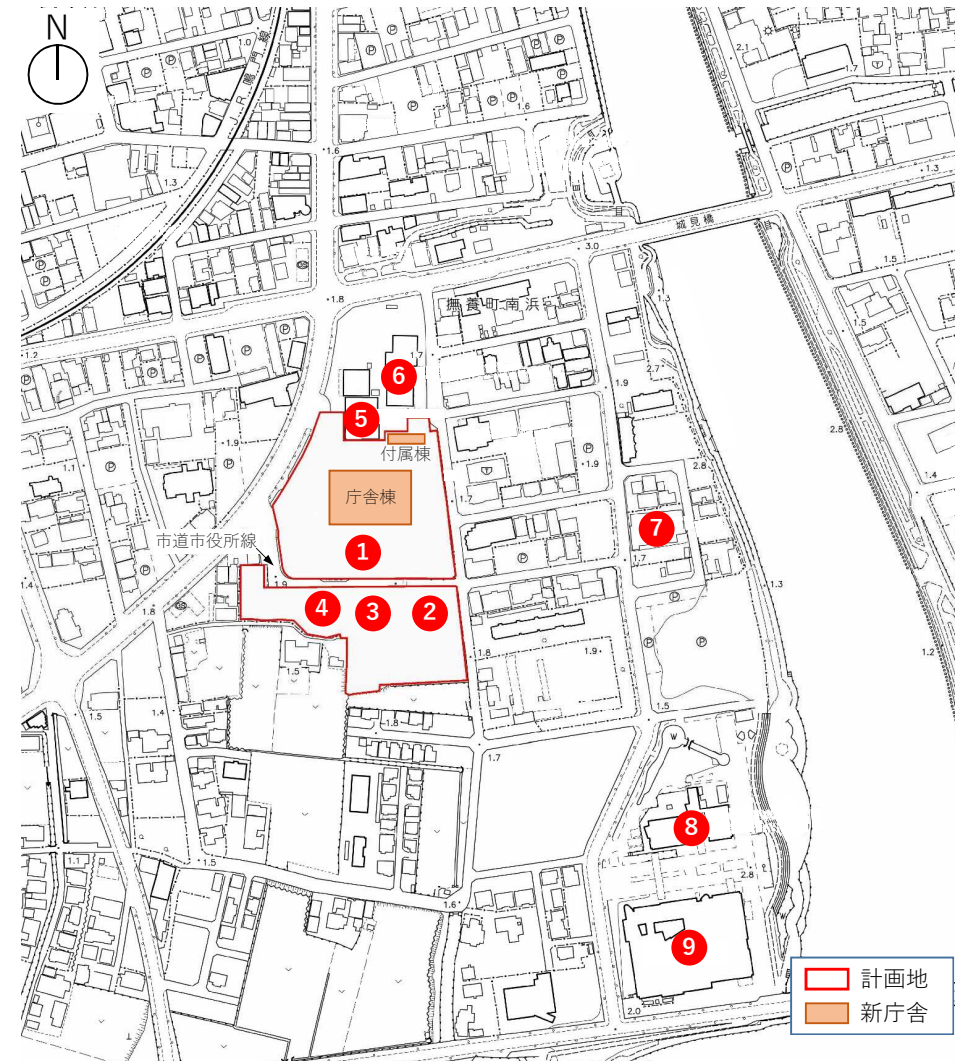
建設地	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地		
敷地面積	11,072㎡（北側敷地：市道市役所線の北側）		
	7,405㎡（南側敷地：市道市役所線の南側）／合計 18,477㎡		
地域地区	用地地域：近隣商業地域（北側敷地）／第1種中高層住居専用地域（南側敷地）		
	防火規制：建築基準法22条区域		
法定建ぺい率	80%（北側敷地）／60%（南側敷地）		
法定容積率	300%（北側敷地）／200%（南側敷地）		
周辺道路現況幅員	西側：国道28号線	幅員	18.00m
	南側：市道市役所線	幅員	6.36m
	東側：市道市役所東線	幅員	4.55m

### 2：建築概要

	庁舎棟	付属棟
主用途	事務所（庁舎）	事務所（車庫等）
建築面積	2,472㎡	231㎡
延床面積	10,480㎡	231㎡
階数	地上5階（6階：塔屋等）	地上1階
最高軒高	26.51m	4.15m
最高高さ	27.41m	5.20m
構造種別	鉄骨造、免震構造	鉄骨造、耐震構造
その他	耐火建築物	その他建築物
駐車場	来庁者用：130台	—
	公用車用：96台	公用車用：7台
駐輪場	100台	—

### 3：階別概要

	庁舎棟	付属棟
6階	53㎡／階高：3800mm	—
5階	1,959㎡／階高：4320mm	—
4階	1,959㎡／階高：4200mm	—
3階	1,959㎡／階高：4200mm	—
2階	2,161㎡／階高：4200mm	（受水槽）
1階	2,365㎡／階高：4640mm	231㎡／階高：4200mm
地下ピット	24㎡	—



▲ 付近見取図

- ① 現本庁舎
- ② 共済会館
- ③ 保険棟
- ④ 旧簡裁
- ⑤ 消防本部庁舎
- ⑥ うずしお会館
- ⑦ 分庁舎
- ⑧ 健康福祉交流センター
- ⑨ 文化会館

# 1 設計方針・計画概要

## 4：電気設備概要

受変電設備	方式・形式：三相3線6.6kV 60Hz 普通高圧1回線受電（架空引込み）
	受変電形式：屋内キュービクル式
	変圧機：モールド式
	想定容量：2,000KVA（想定値）（消防本部含む）
	配置：6階
非常用発電設備	発電機：三相3線200V キュービクル式 455KVA以上
	仕様概要：ディーゼルエンジン／空冷ラジエーター冷却／軽油／電気始動方式
	主燃料槽：地下埋設タンク
	連続運転：7日間以上
	配置：6階
太陽光発電設備	屋上に太陽光発電パネル
中央監視設備	BEMS*によるエネルギー使用量の管理 ※室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システム
幹線・動力設備	配電方式：ケーブルラック
	配電電圧：動力負荷 三相3線200V 電灯負荷 単相3線200/100V
照明設備	LED照明：執務室(750Lx・昼光センサー)／会議室(500Lx)／共用部(100～300Lx)
コンセント設備	執務室：OAタップコンセント
電話交換機設備	配置：5階サーバー室
拡声設備	業務放送：秘書担当及び議事事務局の執務室内に設置
映像・音響設備	議場／委員会室／災害対策本部室（庁議室）／2階大会議室
防犯設備	監視カメラ／入退室管理システム
防災設備	自動火災報知設備／防災行政無線
その他設備	構内情報通信網設備／Wi-Fi環境設備／情報表示設備
	誘導支援設備（インターホン・トル呼出・福祉支援）／テレビ 共同受信設備／雷保護設備

## 5：空調設備概要

熱源設備	熱源方式：高効率型空冷ヒートポンプパッケージ方式（EHP）
空調設備	空調方式：【1階市民ロビー】床吹出空調システム 【その他】空冷ヒートポンプパッケージエアコン（天井カセット型・天井隠蔽型）
換気設備	換気方式：【空調室】全熱交換器 【その他】天井扇及び消音ボックス付ファンによる機械換気（機械給気・機械排気または自然給気・機械排気）
排煙設備	排煙方式：自然排煙方式
自動制御設備	制御内容：空調の集中管理及びスケジュール運転

## 6：給排水衛生設備概要

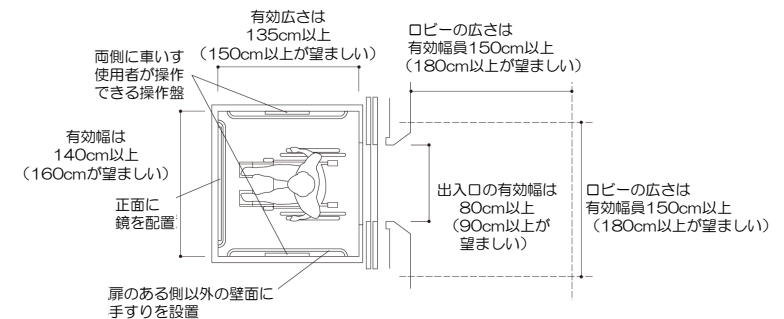
給水設備	水源：上水道／雨水
	系統：飲料水系統（加温系統）／雑用水系統
	給水方式：加圧給水ポンプ方式
	受水槽概要：飲料水 タンク式 雑用水 地下ピット利用
排水設備	排水方式：建物内外汚水雑排水合流
	その他：地下ピットに緊急排水槽を設置（災害時の汚水排水を貯留）
給湯設備	給湯方式：局所給湯方式
衛生器具設備	超節水型便器（温水洗浄便座）／洗面器（自動水栓）／壁掛型小便器（自動）
消火設備	屋内消火栓／消火器／窒素ガス消化設備（サーバー室に自主設置）
雨水利用設備	雨水貯留槽、雨水ろ過設備

## 7 昇降機設備概要

エレベーター設備	西側：乗用15人乗り2基 車いす対応 90m/min
	東側：人荷用20人乗り1基 車いす・ストレッチャー対応 90m/min



▲ 非常用発電設備のイメージ



▲ 車いす対応エレベーターの仕様  
徳島県「とくしまユニバーサルデザイン推進マニュアル（資料編）」より抜粋

## 2 配置計画

### 2-1 基本方針

庁舎棟は、業務の継続性とコスト低減の観点から、仮設庁舎の建設は行わず、現在の市民会館を解体撤去した跡地に配置します。

来庁者用駐車場は、従来のように分散配置するのではなく、来庁者のアクセスを考慮し、庁舎棟南側に平面駐車場を集約して配置し、公用車用駐車場については、南側敷地に集約して配置します。

国道28号線に面した庁舎棟の西側には、広場を整備し、市民がつどい、交流が生まれるように、屋外空間の有効活用を図る計画とします。

#### 1：アクセス性に配慮した動線計画

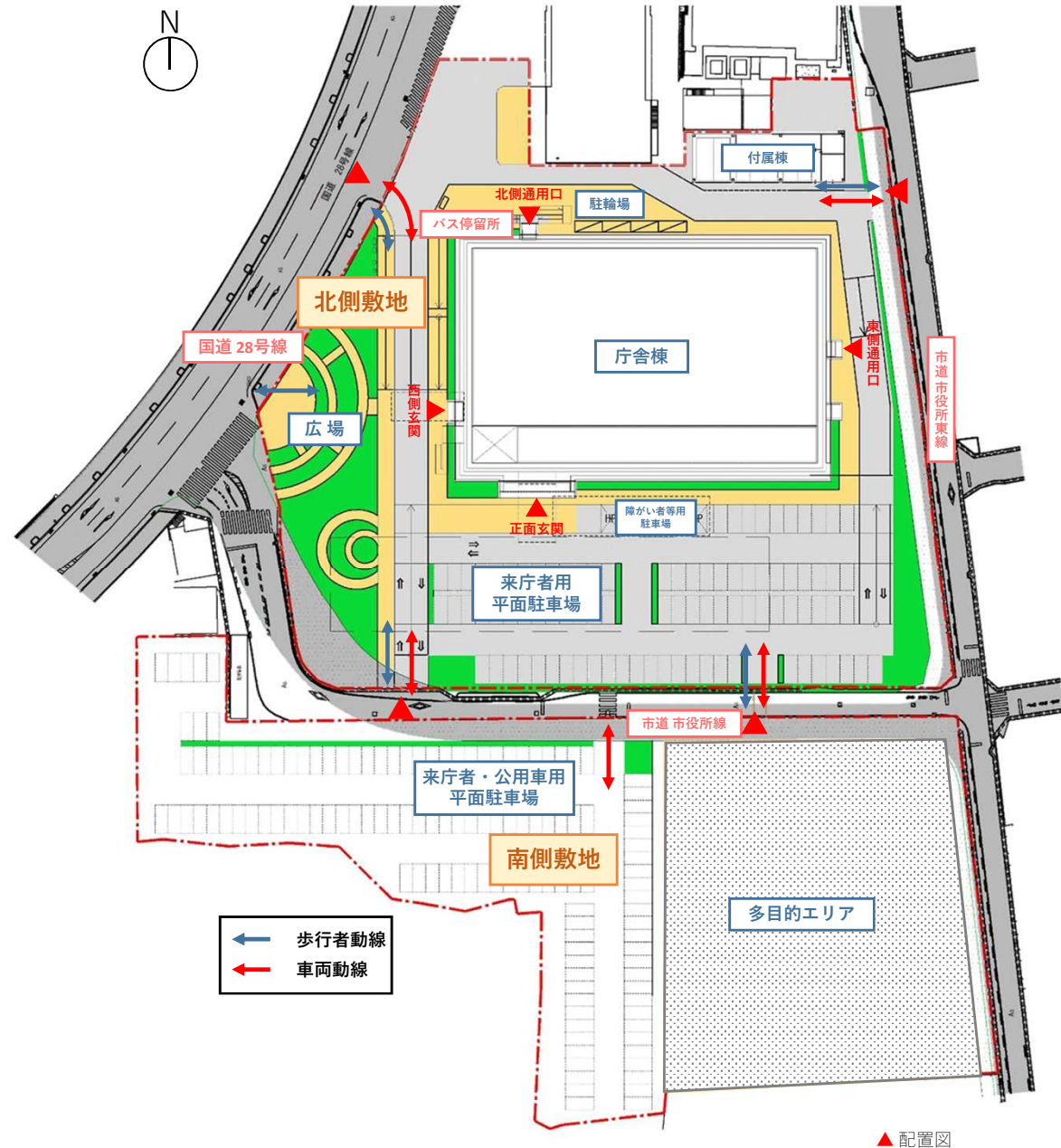
- 敷地外周の市道（南面・東面）は、新庁舎建設とあわせて、幅員の拡幅を行うとともに、新たに歩道を整備し、歩行者等の安全に配慮します。
- 庁舎棟にアクセスする車両動線としては、敷地西側の国道28号線、南側の市道市役所線に面してメインとなる出入口をそれぞれ設けます。
- 庁舎棟の正面玄関は、来庁者用駐車場からのアクセスに配慮して南面に設け、また、西面には車寄せを備えた玄関を設けます。
- 駐輪場や消防庁舎からのアクセスに配慮し、通用口を北面に設けます。
- 職員及び時間外の通用口は東面に設けます。
- 来庁者の利便性に配慮し、庁舎棟北西面に、上下線ともに昇降を行うバス停留所の整備を計画します。

#### 2：利便性の高い駐車場計画

- 来庁者用駐車場は、できる限り集約を図ることとし、庁舎棟南側に90台分、市道を挟んだ南側敷地に35台分、計125台分を平面駐車場として配置します。
- 車いす利用者や妊婦、障がい者等用の駐車場は、庁舎棟へのアクセスに配慮し、正面玄関付近に5台分（屋根付き）を配置します。
- 車寄せは、正面玄関及び西面出入口に設け、段差なく乗降できる計画とします。
- 駐輪場は、庁舎棟の周辺に来庁者用、職員用をあわせて100台分配置します。
- 公用車用駐車場は、南側敷地に平面駐車場として96台分を配置します。

#### 3：周辺環境に調和した広場緑地計画

- 国道28号線に面して配置する広場は、国道への緩衝緑地を兼ねるとともに、市民がつどい憩いの場、まちづくりの顔となるように整備します。
- 北面を除く敷地外周に、周辺環境と調和を図るための緑地帯を適切に配置します。
- 南側敷地東側の多目的エリアについては、民間施設の誘致等を検討するとともに、臨時駐車場やイベントでの利用等、有効活用を図ります。



▲ 配置図

### 3 平面計画

#### 3-1 施設構成

##### 1：庁舎棟

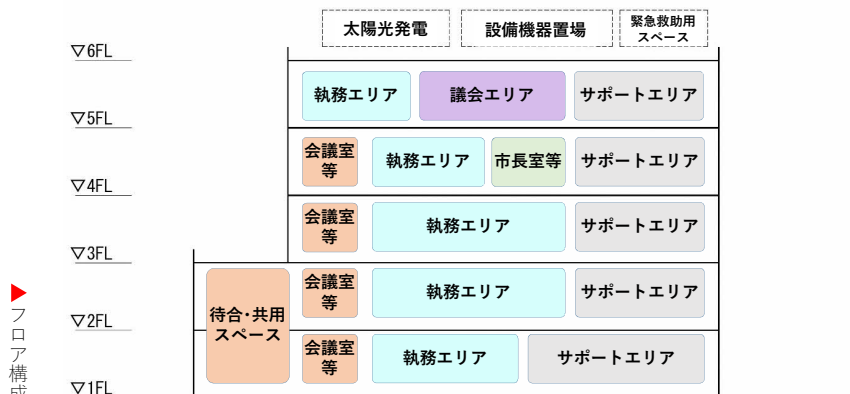
- ・ 1階及び2階は、市民利用頻度の高い窓口、相談、案内機能を集約して配置し、ゆとりのある待合スペースを確保するなど、市民の利便性を高める計画とします。
- ・ 3階及び4階は、業務上の関係の深い部署を近接して配置することで、日常的な連携を高めます。また、市長室等の執行部関連諸室と災害対策関連諸室を近接して配置することで、災害時に求められる即時対応性も高める計画とします。
- ・ 5階は、議場をはじめ議会運営に必要な諸室、議会機能を配置するほか、情報関連諸室等を配置します。
- ・ 市役所庁舎の情報発信・交流機能を高めるため、1階には、臨時的業務や市民活動にも利用できる多目的ホールや、市政の基本情報等の閲覧が可能な情報発信スペースを、2階には、市民活動の場としても活用できるコミュニティスペースを設けるとともに、市民への夜間・休日開放も可能な会議室を配置します。

##### 2：上下階の移動動線

- ・ 建物の東西両端に、上下階の縦動線（エレベーター及び階段）を、また、1階待合ロビーと2階とを繋ぐ専用階段を配置することで、利便性を高め、避難時にも有効な動線計画とします。
- ・ エレベーターは、正面玄関に近い西側に2台、職員及び時間外の通用口に近い東側に1台、計3台を配置します。3台はいずれも車いす対応仕様とし、東側の1台は人荷用（ストレッチャー対応）で停電時にも稼働する仕様とします。

##### 3：その他

- ・ 執務室等は、将来的なレイアウト変更に柔軟に対応するため、オフィス機能に必要な配線を収納するための二重床であるOAフロアを採用します。
- ・ トイレは、東西に分散して配置し、多目的トイレは各階に計画します。

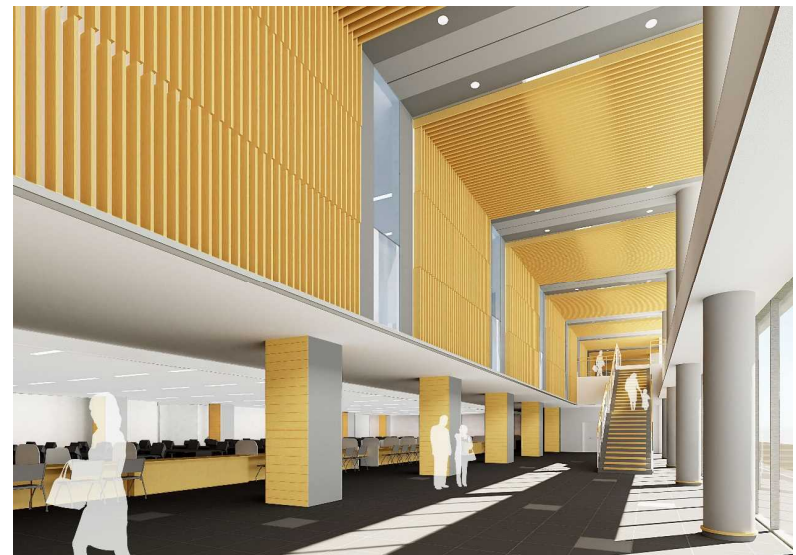


※ サポートエリアとは、書庫や倉庫、更衣室等の業務支援機能を集約したエリアを指す。

	6階	太陽光発電設備／設備機器置場／緊急救助用スペース／電気室／自家発電機室
議会エリア	5階	議場／委員会室／議会事務局／議会関連諸室 情報関連諸室等／医務室
執務エリア	4階	企画総務部（税務課を除く） 市長室等 庁議室（災害対策本部室）／入札室／情報公開コーナー／記者クラブ
	3階	経済建設部 教育委員会
窓口エリア	2階	税務課／健康増進課／子育て世代包括支援センター等 市民環境部（市民課・クリーンセンター2課を除く） 大会議室／コミュニティスペース／キッズスペース
	1階	健康福祉部（保険課／長寿介護課／社会福祉課／子どもいきいき課等）／市民課 指定金融機関／法務局／生活自立支援相談センター 総合案内／多目的ホール／情報発信スペース／キッズスペース／守衛室

※ 組織機構の見直しにより、今後変更となる可能性があります。

▲ 各階部局配置一覧



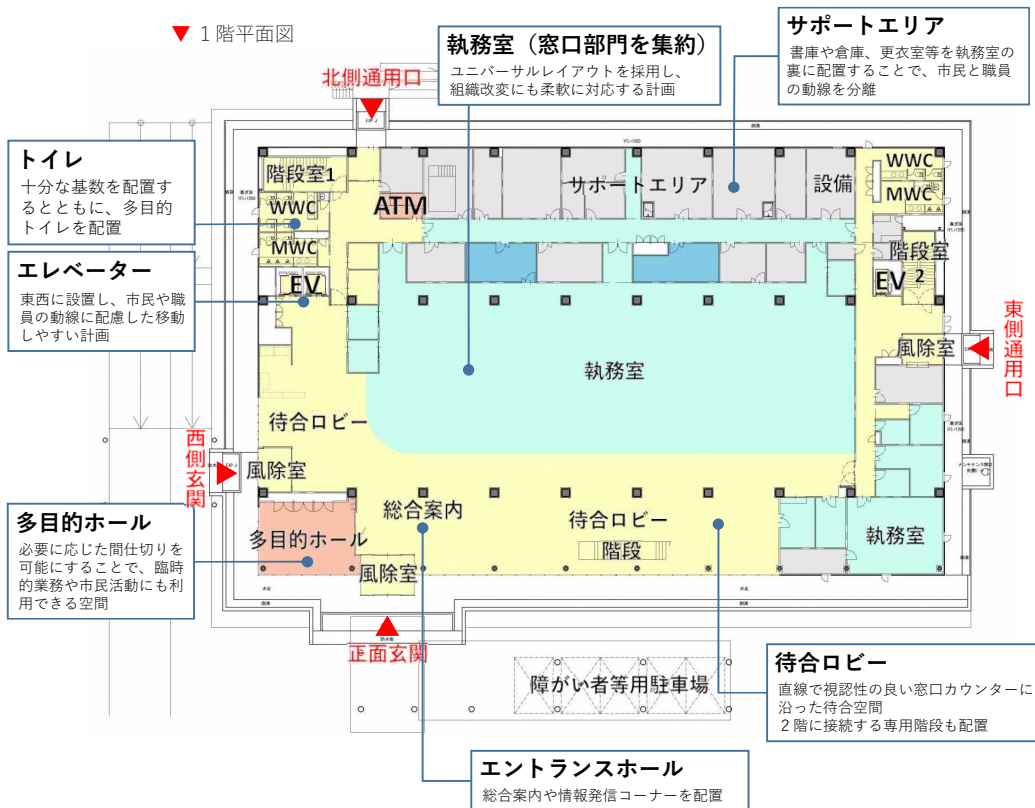
▲ エントランスホールから見た内観イメージ

### 3 平面計画

#### 3-2 各階平面計画

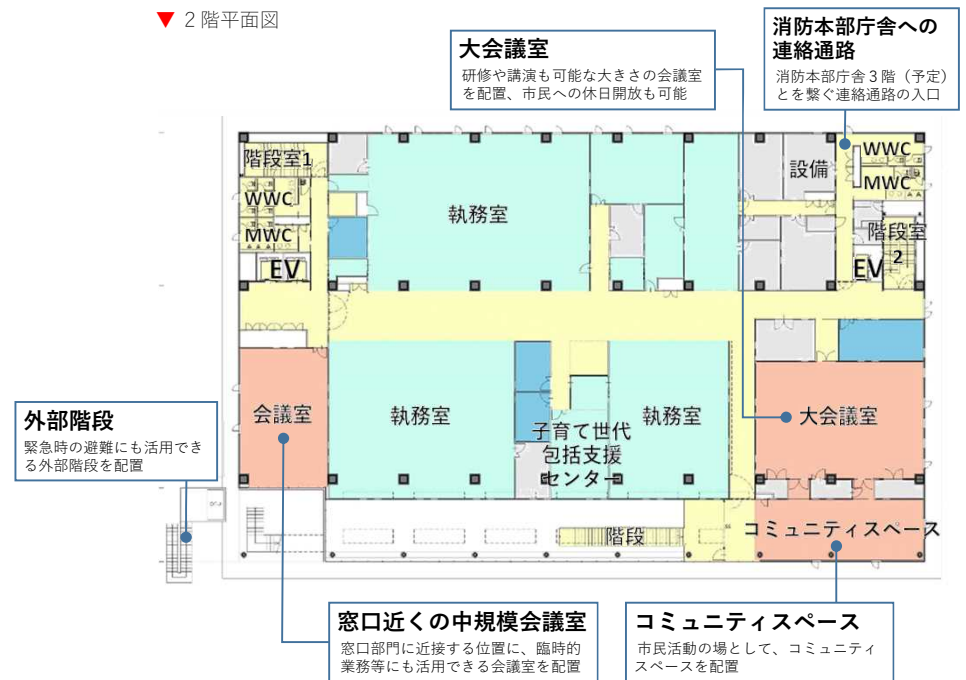
##### 1：1階平面

- ・庁舎棟南側の来庁者用駐車場に面して正面玄関を配置し、総合案内やエレベーター（EV）、階段、トイレ（WC）をわかりやすい位置に配置します。
- ・特に市民利用頻度の高い市民課や保険課等の窓口カウンターを一列に配置し、視認性を高めるとともに、2層吹抜のゆとりある待合ロビーと、2階に接続する専用階段を設けることで、円滑な移動に配慮した計画とします。
- ・執務室はオープンフロアとし、見通しが良く、相互連携がしやすい空間とします。
- ・情報発信・交流機能を高めるため、多目的ホールや情報発信スペースを配置します。
- ・会議室や書庫等のサポートエリアを執務室の裏に配置することで、市民と職員の動線を分離するとともに、業務の効率化を図る計画とします。
- ・銀行ATMを2ブース程度配置し、来庁者の利便性を確保します。



##### 2：2階平面

- ・市民利用頻度の高い税務課や、相談業務の多い健康増進課や子育て世代包括支援センター、人権推進課等を配置するとともに、相談室や小規模会議室を適切に配置することで、相談や詳細な聞き取りなど、市民一人一人に寄り添った対応を可能とします。
- ・西側に配置する会議室は、繁忙期も想定し、各種申告・申請・交付等に係る臨時的業務の窓口開設等にも活用できる計画とするとともに、屋外デッキから接続する外部階段を設けることで、外部からの利用もできるなど、多様な使い方を可能とします。
- ・執務室は1階と同様にオープンフロアとし、見通しが良い空間とします。
- ・吹抜空間に面してコミュニティスペースを配置し、市民活動の場を設けるとともに、市民への休日開放も可能な大会議室を配置することで、誰もが気軽に訪れ、つどいことができる空間とします。



- 執務エリア
- 市長室エリア
- 市民共用エリア
- その他エリア
- 会議室エリア
- 議会エリア
- 共有エリア



S = 1 : 500

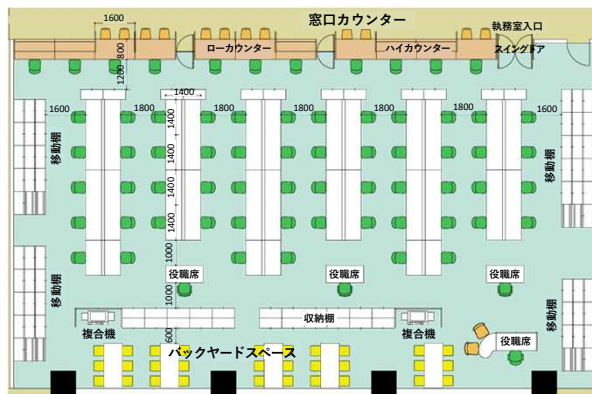
### 3 平面計画

#### 3：3階及び4階平面

- ・中廊下幅は3.4 mを確保し、両側のカウンターで窓口対応をしても通行に支障がない計画とします。
- ・3階平面東西には会議室を、北東部に書庫を集約配置するなど、明快なゾーニングにより、効率的で働きやすい執務環境を整えます。
- ・3階屋上デッキは、外部階段を用いることで、津波等の災害発生時には、夜間や休日であっても市民等が避難デッキとして利用できる計画とします。
- ・危機管理部門や災害対策本部となる庁議室を、市長室等エリアの近くに配置することで、災害時に迅速かつ確実な指令系統を確立する計画とします。
- ・庁議室に隣接する会議室は、間仕切り可能な壁を採用し、拡張性を持たせることで、災害時等には一体的な利用が可能となり、円滑な対応を図ることができる計画とします。

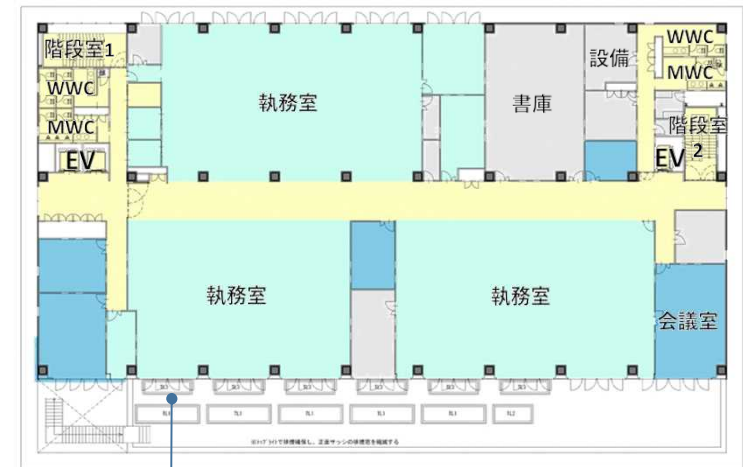
#### ※：執務エリアの考え方

- ・執務エリアは、機能性及び効率性を基本としたコンパクトで働きやすい計画とします。
- ・組織の拡大・縮小・改変等に柔軟に対応できるよう、執務エリアは原則、オープンフロアとし、机の構成や配置を均一に設定し、物を動かさずに人が動いてレイアウトを変更するユニバーサルレイアウトを導入します。
- ・一般職の机は横幅を1400mmとし、カウンター側、管理職側に通路を設ける計画とします。
- ・執務エリアは、窓口カウンター側を執務スペースとし、課長席等の後方に書架をまとめて配置し、バックヤードスペースに作業・打合せ等に利用できる各課共用のテーブルを配置します。
- ・バックヤードスペースは、書架の追加や大型機器の配置、作業スペースの拡張など、課の特性に合わせてフレキシブルに利用できる計画とします。
- ・執務エリア内は、職員専用エリアとし、原則として外部の者が入れないようにセキュリティラインを設定するとともに、机上の書類、ディスプレイ画面等が直接、来庁者に見えないように配慮した計画とします。



▲ユニバーサルレイアウトを採用した執務室のレイアウト案

▼ 3階平面図



**3階屋上デッキ**  
ロビーの排煙機能のほか、災害時は避難デッキとして機能

▼ 4階平面図



**庁議室兼災害対策本部室**  
災害対策本部室は、庁議室を転用し、拡張性を持たせることで、災害時にも円滑な対応ができる計画

**市長室等エリア**  
災害対策本部に近接して市長室や副市長室を配置

- 執務エリア
- 市長室エリア
- 市民共用エリア
- その他エリア
- 会議室エリア
- 議会エリア
- 共有エリア



S = 1:500

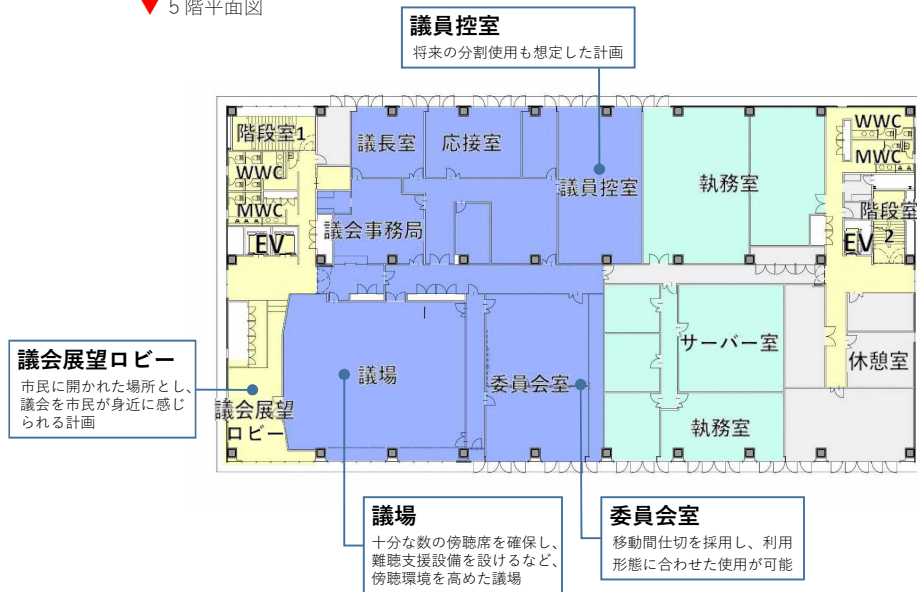


### 3 平面計画

#### 5：5階平面

- ・西側には、議場や委員会室等、議会運営に必要な諸室を集約し、議会展望ロビーを配置することで、市民に開かれた議会フロアを計画します。
- ・メインエレベーターから傍聴席に向かう動線にスロープを配置するとともに、傍聴席にも車イス用の傍聴スペースや難聴支援設備を整備するなど、バリアフリーに配慮した計画とします。
- ・議場什器には可動式のものを採用し、多目的利用が可能な計画とします。
- ・東側には、サーバー室等の情報関連諸室、職員のための福利厚生諸室等を配置します。

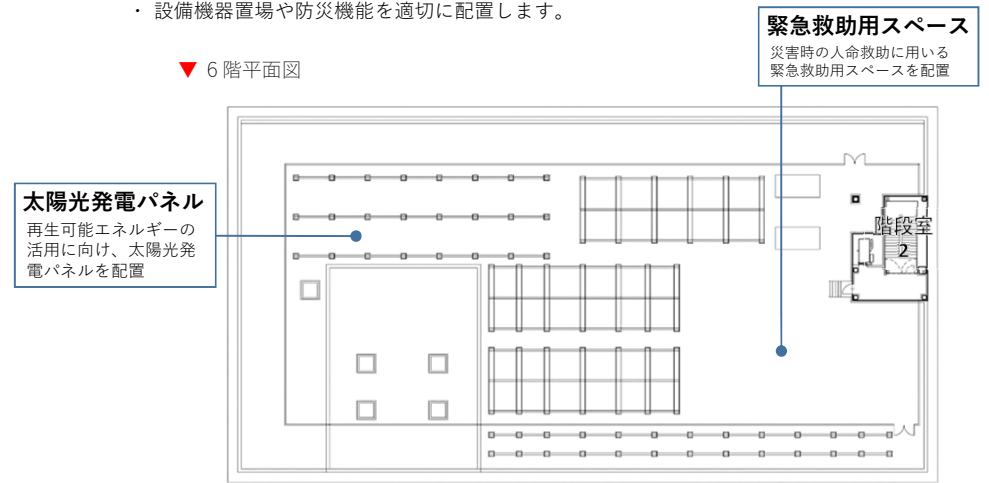
▼ 5階平面図



#### 6：6階平面

- ・設備機器置場や防災機能を適切に配置します。

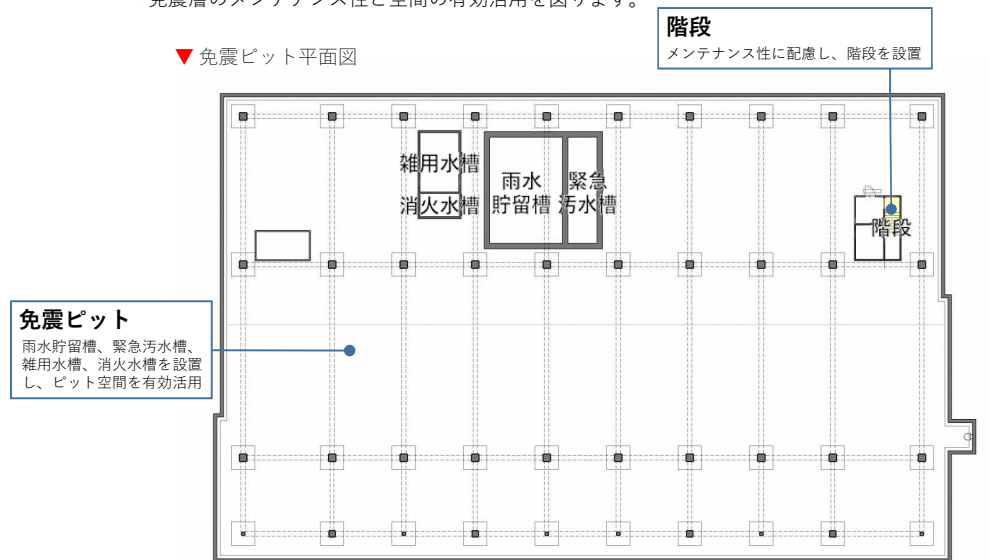
▼ 6階平面図



#### 7：免震ピット平面（地下）

- ・免震層のメンテナンス性と空間の有効活用を図ります。

▼ 免震ピット平面図



- 執務エリア
- 市長室エリア
- 市民共用エリア
- その他エリア
- 会議室エリア
- 議会エリア
- 共有エリア



S = 1:500

## 4 立面計画

### 4-1 基本方針

本市は、鳴門海峡の急流と渦巻く渦潮でその名を知られる景勝地であり、豊かな自然や多様な観光資源、魅力ある地場産品、歴史の中で地域の人々によって育まれた様々な文化があります。

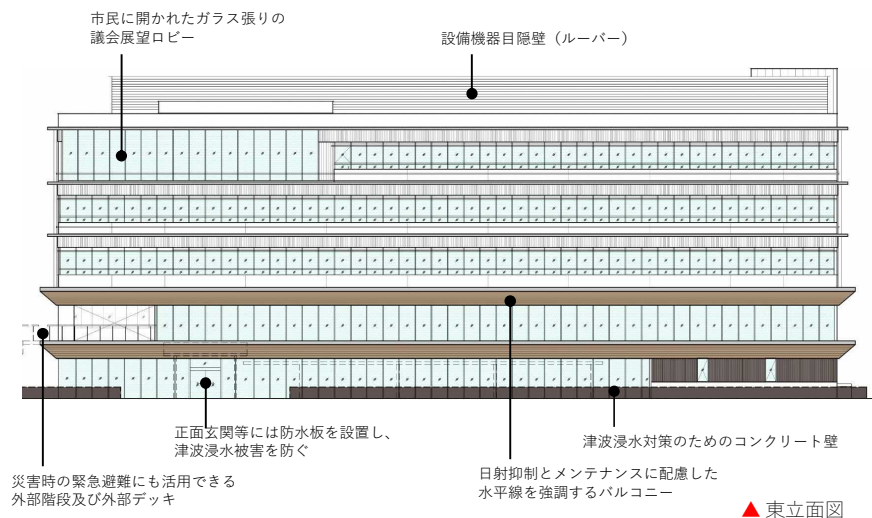
そうした本市の固有性を踏まえた上で、市庁舎としての「堅固さ」、組織としての「透明性」、風土を活かした「鳴門らしさ」をデザインキーワードとして定めます。

バルコニーや軒天、幕板により水平ラインの連続性を表現し、鳴門の豊かな海をイメージしたデザインとすることで、深みのある端正な佇まいの庁舎とします。

外部意匠の一部には、本市がアジア初演の地であるベートーヴェンの「第九」から鍵盤や旋律をモチーフに、また、焼物としては県内で唯一、国の伝統的工芸品に指定された「大谷焼」の素材感や色彩を表現として引用したデザイン等により、「鳴門市らしさ」が感じられるデザインとします。

### 4-2 各部デザイン

- ・西面は、国道28号線に対するまちの顔となるため、シンメトリーな壁面構成とすることで、庁舎としての堅固さを表現します。
- ・低層部には「大谷焼」をイメージした落ち着いた色彩を用い、アプローチ部に開放的なガラス空間を設けることで、明るさや開放感、親しみを表現します。
- ・高層部は、色彩を明度の高いものとする事で、執務室の機能性を表現し、執務環境の快適性確保と、市役所組織の透明性を表現します。
- ・北面は、国道28号線からの視認性に配慮し、庁舎北西角をガラス張りとする事で、庁舎のシンボル性を高めます。



▲ 水平ラインを基調に深みのある端正なデザインとした外観イメージ（南西側メインアプローチから望む）

#### 「鳴門らしさ」のデザインモチーフ



▲ 「なると第九」から鍵盤や旋律をモチーフに



▲ 「大谷焼」の素材感や色彩を表現として引用



▲ 外観イメージ（南東側市道交差点から望む）



▲ 外観イメージ（国道28号線消防庁舎前交差点から望む）

## 5 断面計画

### 5-1 基本方針

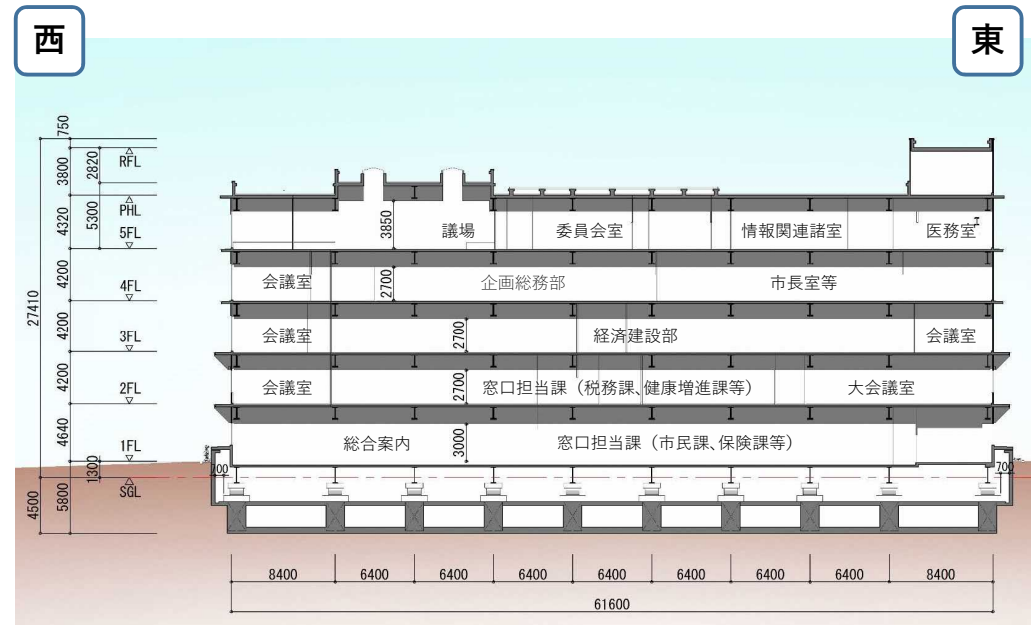
適正階高の設定や、掘削土量を削減したピット計画など、経済性に配慮した合理的な断面計画とします。

自然採光、自然通風などの自然エネルギーを取り込むことができる断面計画とします。

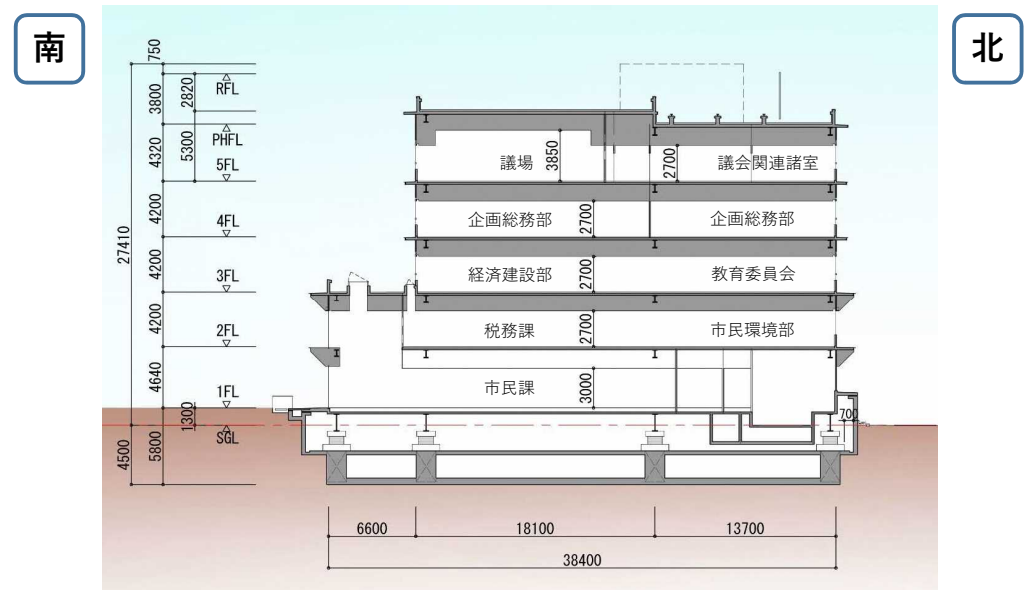
多くのスペースが必要となる窓口部門や市民活動スペースを配置する1、2階の面積を適切に確保するとともに、中・上層部の執務エリアや議会エリアは、南北方向にセットバックし、面積を絞った形状とします。

### 5-2 具体的な整備方針

- 津波や洪水、高潮による浸水被害の想定を考慮し、1階床レベルを引き上げるとともに、防水板やコンクリート壁を設置することで、庁舎内への浸水被害を防ぐ計画とします。
- 来庁者用駐車場から庁舎棟への動線のスロープ勾配を1/20以下に抑え、来庁者のスムーズな移動に配慮した計画とします。
- 来庁者用駐車場に面する南面の中・上層部を、北側にセットバックした建物形状とすることで、周辺への圧迫感を軽減し、景観に配慮します。
- 基礎免震構造を採用します。免震層下部にはピットを設け、雑用水槽や雨水貯留槽、緊急排水槽を配置します。
- 多くの市民が訪れる1階は、中・上層階よりも天井高を高くし、エントランスホール内に吹抜空間を設けた開放的な空間とします。
- 1階のロビー空間に2階への専用階段を配置し、市民の利便性に配慮した低層階の一体感を高める計画とします。
- 各階の階高を4.2m以上に設定することで、天井内の設備機器や配管等のメンテナンスや更新を容易にします。
- 天井高さは、OAフロアの高さを100mm確保した上で、1階を3.0m、2階から上階を2.7mと設定することで、開放的かつ効率的な執務環境とします。
- 5階の議会展望ロビーは、市民開放エリアとし、市域を見渡せる休憩エリアとして計画する。
- 災害対策本部室や機械室・電気室を上階に配置することで、万一の浸水等の災害時にも、庁舎機能を継続できる計画とします。
- 屋上には、設備機器や太陽光発電パネルを配置するとともに、災害時の人命救助に用いる緊急救助用スペースを備えた計画とする。



▲ 庁舎等 東西方向 断面図



▲ 庁舎等 南北方向 断面図

## 6 構造計画

### 6-1 基本方針

庁舎棟は、市民の安全安心な暮らしを支える拠点施設にふさわしい機能性、安全性、居住性及び耐久性を備えた空間を実現するとともに、経済性や工期短縮にも配慮した構造計画とします。

建物に作用する自重、積載荷重、風圧、土圧、地震、その他振動及び衝撃に対し、構造耐力上、十分な安全性を確保します。

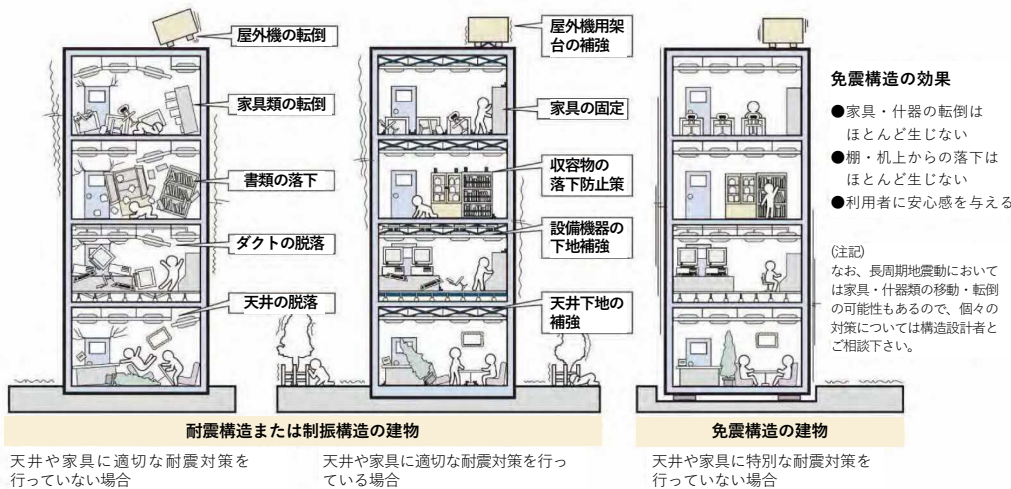
### 6-2 構造概要

#### 1：構造体の耐震安全性の目標

- ・庁舎棟の構造体に係る耐震安全性は、大地震の発生後、構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用でき、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていることを目標とし、「官庁施設の基本的性能基準」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」の規定によるⅠ類（耐震重要度係数1.5）相当とします。

#### 2：免震構造の採用

- ・庁舎棟の耐震構造については、耐震・制振・免震について比較検討を行った結果、平成28年熊本地震のような最大クラスの地震発生後にも庁舎機能の継続が可能となる免震構造を採用します。



#### 3：構造概要及び架構計画

- ・耐震構造：免震構造（基礎免震）
- ・規模：地上5階階（6階：塔屋等）
- ・構造種別：免震層より上部 鉄骨造（一部、CFT柱を採用）  
免震層より下部 鉄筋コンクリート造
- ・架構形式：ラーメン構造
- ・基礎形式：直接基礎（柱状地盤改良併用）
- ・床構造：デッキ合成床版、鉄筋コンクリート造床版

#### 4：設計荷重

設計に用いる各種荷重は、下記のように設定します。

##### ①地震荷重

- ・地震荷重は、時刻歴応答解析に基づき設定します。
- ・使用する地震動は、観測波、告示波、サイト波（南海トラフ巨大地震、中央構造線断層帯）とします。

##### ②風荷重

- ・風荷重は、建築基準法施行令87条及び告示に基づき設定します。  
基準風速： $V_0=36\text{m/s}$  地表面粗度区分：Ⅲ（海岸線より500m以上）
- ・風圧力は、Ⅰ類相当として施行令による風圧力を1.3倍します。

##### ③積雪荷重

- ・積雪荷重は、徳島県建築基準法施行細則に基づき設定します。  
垂直積雪量：30cm 単位体積重量：20N/m<sup>3</sup>/cm（短期荷重扱い）

##### ④積載荷重

- ・積載荷重は、建築基準法施行令85条等に基づき設定します。

#### 5：耐久性への配慮

- ・構造躯体に使用するコンクリートは、JASS5に示される「長期共用級（計画供用期間としておよそ100年）」となるように、構造躯体に使用するコンクリートの設計基準強度はFc30以上とします。

## 7 建築設備計画

### 7-1 基本方針

#### 1：地球環境への配慮

- ・環境負荷の少ないエコケーブルや代替フロンを採用します。
- ・電気設備や空調設備等の各機器に騒音・振動対策を施し、周辺環境への影響を抑えます。
- ・グリーン購入法に規定された要件を満たす機器・材料を積極的に採用します。
- ・太陽光発電設備の導入により、自然エネルギーを有効利用します。
- ・雑用水には雨水を利用し、上水の利用量を低減します。

#### 2：省エネルギー・省資源

- ・LED照明を全館に採用します。
- ・昼光センサー・人感センサー等による照明制御を行い、消費電力の低減を図ります。
- ・高効率型空調機器の導入により消費エネルギーを削減します。
- ・全熱交換型の換気扇、CO<sub>2</sub>濃度による外気量制御により、エネルギーを有効利用します。
- ・超節水型便器及び感知式水栓の採用により、上水の利用量を低減します。

#### 3：室内環境への配慮

- ・昼光センサーによる最適照度を確保します。
- ・空調ゾーンごとの温度制御が可能なシステムとします。
- ・空調設備・換気設備については、部屋の広さや用途、人の数等にあつた選定を行います。

#### 4：安全性・信頼性

- ・ICカードを用いた入退室管理、監視カメラ等によるセキュリティの充実を図ります。
- ・設備機器、ケーブルラック、電線管、ダクト及び配管等の耐震性を確保します。
- ・サーバー室には、窒素ガス消火設備を設置し、水損を防止します。

#### 5：保守管理性・長寿命化

- ・設備機器、内・外装材等には、汎用品を採用し、故障時の部品供給・修理・取替に配慮します。
- ・メンテナンス、更新、増設等に十分なスペースを確保します。
- ・水槽や配管等の材料には、耐久性の高い材料（ステンレスや樹脂系材料等）を採用します。
- ・執務スペース部にOAフロアを採用し、レイアウト変更への柔軟性を確保します。

#### 6：災害時への対応

- ・災害時のバックアップ電源として、非常用発電機を設置し、72時間（3日間）を想定して燃料を常備します。
- ・災害時のインフラとして、3日分の上水を確保するとともに、便所洗浄水等には雨水利用が可能なシステムを採用します。下水機能については、緊急排水槽（7日分）の設置によりバックアップを行います。

## 8 環境計画

### 8-1 基本方針

#### 1：目指すべき環境性能

環境性能については、下記の5つの観点に基づき環境にやさしい庁舎を目指します。

- ①外部負荷を軽減する
- ②自然エネルギーを活かす（パッシブ利用）
- ③再生可能エネルギーを活用する（アクティブ利用）
- ④高効率で優れた設備システムを導入・構築する
- ⑤適切に運転制御し、建物を効率的に運用する

### 8-2 ZEB基準への適合

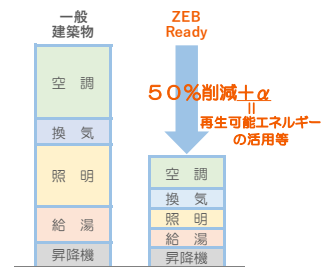
#### 1：ZEB Readyを目指した環境配慮庁舎

国の補助金を活用しつつ、環境負荷の低減や省エネルギー技術等を採用し、また、再生可能エネルギーの活用を図ることで、ZEB Readyの達成を目指します。

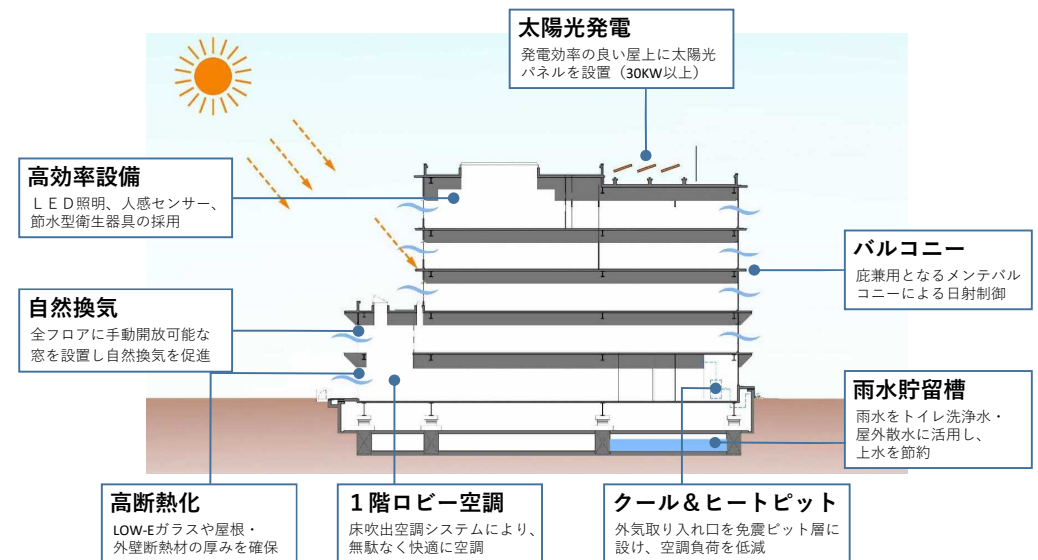
※ZEB Readyとは、高水準な省エネルギー化を推進することで、省エネ基準よりも50%以上の省エネを満たす建築物を指す。

#### 2：環境負荷の低減手法・省エネルギー技術

設備・機能の導入にあたっては、インシャルコスト及びランニングコストを加味したバランスの良い手法を採用します。



▲ ZEB Readyの概念図



▲ 環境計画断面図

## 9 防災計画

### 9-1 基本方針

本市の防災対策拠点として、大地震や大津波等によって損傷を受けたり、機能を損失することなく、行政機能を維持できる安全な庁舎とします。

災害発生時下においても、応急・復旧対策業務や「鳴門市業務継続計画（BCP）」に位置づける優先業務に遅滞なく取り組める自立性を備えたライフラインを構築するため、電気、給排水、空調、情報等に対するバックアップ機能の確保と多重化を図ります。

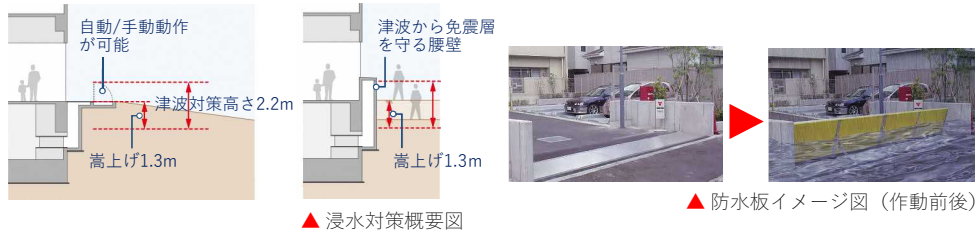
### 9-2 具体的な整備方針

#### ■ 1：地震対策

- ・南海トラフ巨大地震や中央構造線断層帯地震を想定し、防災対策拠点としての機能を維持するため、免震構造を採用し、大地震後も人命の安全確保に加え、十分な庁舎機能が維持できる計画とします。
- ・免震構造により、設備機器・配管への影響や什器等の転倒が少なく、震災直後もその機能を維持します。
- ・地質調査の結果によると、大地震発生時には、液状化が発生する可能性も想定されることから、液状化対策として地盤改良を実施します。

#### ■ 2：浸水対策

- ・津波や洪水、高潮による浸水被害想定のうち、新庁舎に最も影響を及ぼすと考えられる津波の最大基準水位（現状地盤レベル+2.1mの高さまで被害が発生する可能性）を考慮した対策を実施します。
- ・現状地盤レベルに対し、1.3m程度高く1階床レベルを設定し、加えて高さ0.9mの防水板とコンクリート壁を併用することで、建物内部への浸水被害を防ぐとともに、平常時の利便性と非常時の安全性を両立させる計画とします。
- ・庁舎棟は、津波や洪水、高潮が来襲した場合に、近隣住民等の一時的な緊急避難場所として機能する計画とし、夜間や休日の避難にも利用できる屋外デッキ及び外部階段を配置します。
- ・1階の多目的ホールや2階の大会議室、コミュニティスペース等については、被災時において、市役所機能に影響なく長期にわたる復旧支援活動に利用できる計画とします。



▲ 浸水対策概要図

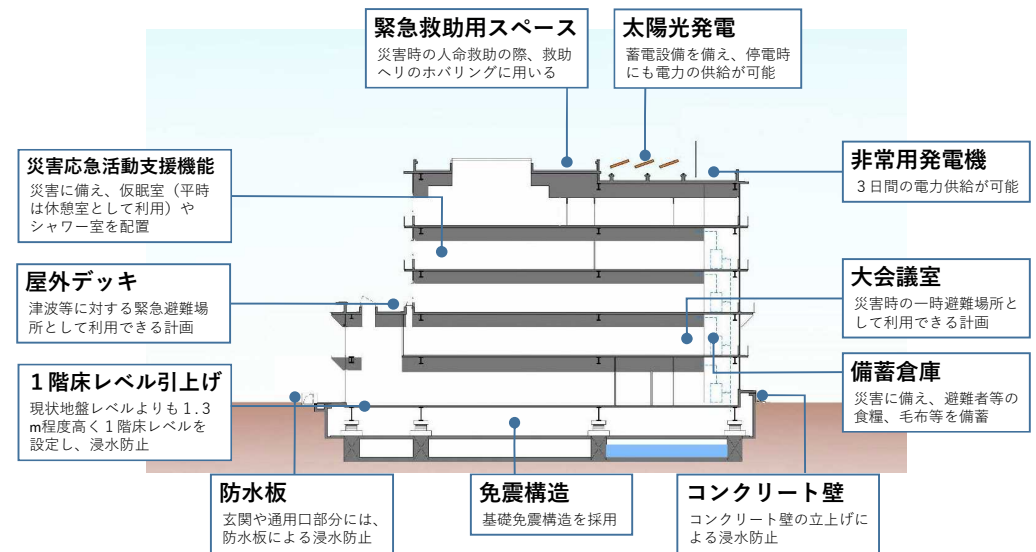
▲ 防水板イメージ図（作動前後）

#### ■ 3：BCP（非常時の機能維持計画）

- ・自然換気や自然採光、太陽光発電設備等の自然エネルギーを活用した計画とし、災害時のエネルギー消費を抑制します。
- ・非常用発電設備とあわせて、燃料タンクを装備し、3日間の電力供給が可能な計画とします。
- ・飲料水槽及び雑用水層からの給水と合わせて、免震ピット内への緊急排水槽の配置、屋外へのマンホールトイレの設置等により、停電時や災害時にも一定の給排水機能を確保します。
- ・人荷用エレベーター1基を非常用電源対応とし、停電時にも利用できる計画とします。
- ・2・3階の屋上デッキ空間は、近隣住民等の一時避難場所として利用し、うずしお広場や駐車場は防災拠点スペースとして計画します。
- ・屋上には災害時の人命救助に用いる緊急救助用スペースを配置します。

#### ■ 4：「フェーズフリー」の観点による整備

- ・防災拠点施設として整備する設備・機能が災害時にのみ、その価値を発揮するのではなく、平常時から来庁者・職員等が利用でき、また、平常時に利用する設備・機能が災害時にも利用できる、「フェーズフリー」の観点に基づいた庁舎整備を図ります。
- ・①災害察知・早期警報機能、②発生時対応機能、③被害評価機能、④災害対応機能、⑤復旧・復興機能の各段階に対応した機能を整理し、ソフト面での運用とあわせて検討を進めていきます。



▲ 防災計画断面図

# 10 ユニバーサルデザイン計画

## 10-1 基本方針

新庁舎では、徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例に基づき、障がいのある方や高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方、日本語に不慣れな方など、誰もが安全で快適に利用できる庁舎を実現します。

## 10-2 具体的な整備方針

### ① 庁舎へのアプローチ

- ・ 歩行者と車両の動線は、明確に分離する計画とします。
- ・ 敷地内の歩道は、段差のない計画を基本とし、敷地に高低差がある部分にはスロープを設置します。

### ② 車いす駐車場

- ・ 庁舎棟の正面玄関に近接した位置に、屋根付きの障がい者専用駐車場を配置します。

### ③ 窓口

- ・ 市民の利用頻度が高い窓口部門は、1、2階に集約配置し、利便性を高めます。
- ・ 窓口カウンターは、証明書の発行等、所要時間が比較的短い部分にはハイカウンターを、対面式でやりとりが必要な窓口や車いす利用者への対応としてローカウンターを設けます。

### ④ 多目的トイレ

- ・ 各階に多目的トイレを配置し、高齢者、車いす利用者、オストメイト、子供連れの方など、多様な利用者を想定した衛生器具の選定や配置を行います。

### ⑤ ベビールーム

- ・ 誰でも自由におむつ替えや授乳ができるベビールームを、1階に配置します。

### ⑥ 廊下

- ・ 市民が利用する廊下は、車いす等のすれ違いや転回に配慮した幅員を確保します。

### ⑦ 階段

- ・ 主たる階段の有効幅員は140cm以上、踏面は30cm以上、蹴上は16cm以下とし、利用者に配慮した計画とします。

### ⑧ エレベーター

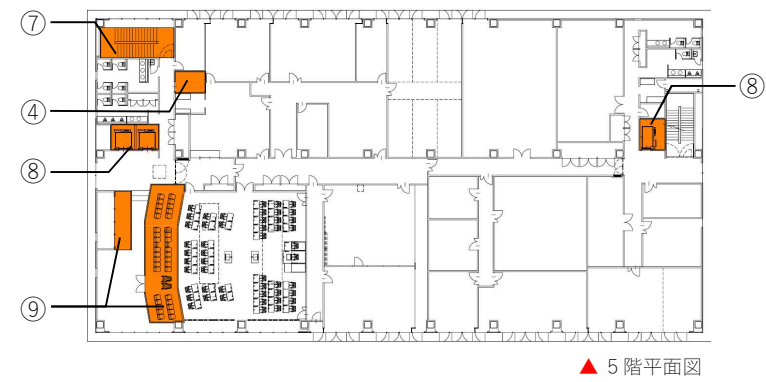
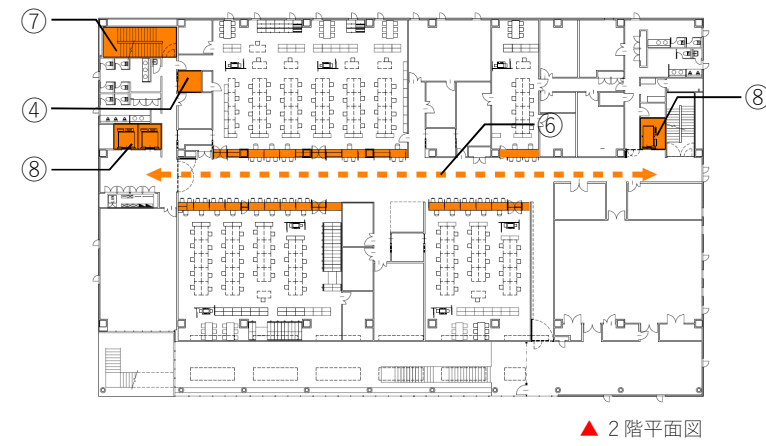
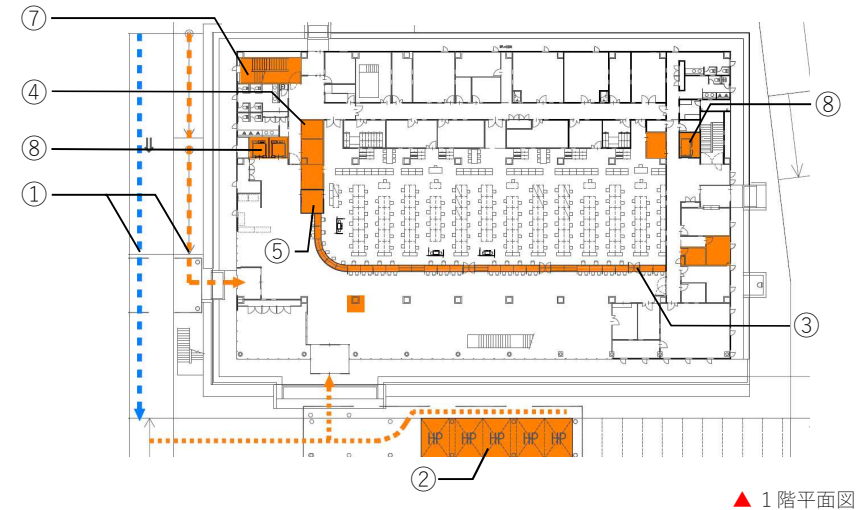
- ・ エレベーターはいずれもバリアフリー対応とし、車いす利用者や視覚障がい者に配慮します。
- ・ 人荷用のサブエレベーターは、ストレッチャーの利用が可能な仕様とします。

### ⑨ 議場

- ・ エレベーターと傍聴席との動線を最短で結ぶスロープ（勾配1/12以下）を設置することで、バリアフリーな動線計画とします。
- ・ 議場傍聴席には、難聴者支援設備を設けます。

### ⑩ サイン表示

- ・ 窓口案内等のサインは、大きな文字やピクトサイン、ルビ等を用いて年齢や国籍によらず、全ての人にわかりやすい表示計画とします。



▲ わかりやすい案内記号イメージ

## 1 1 議会フロア計画

### 1 1 - 1 基本方針

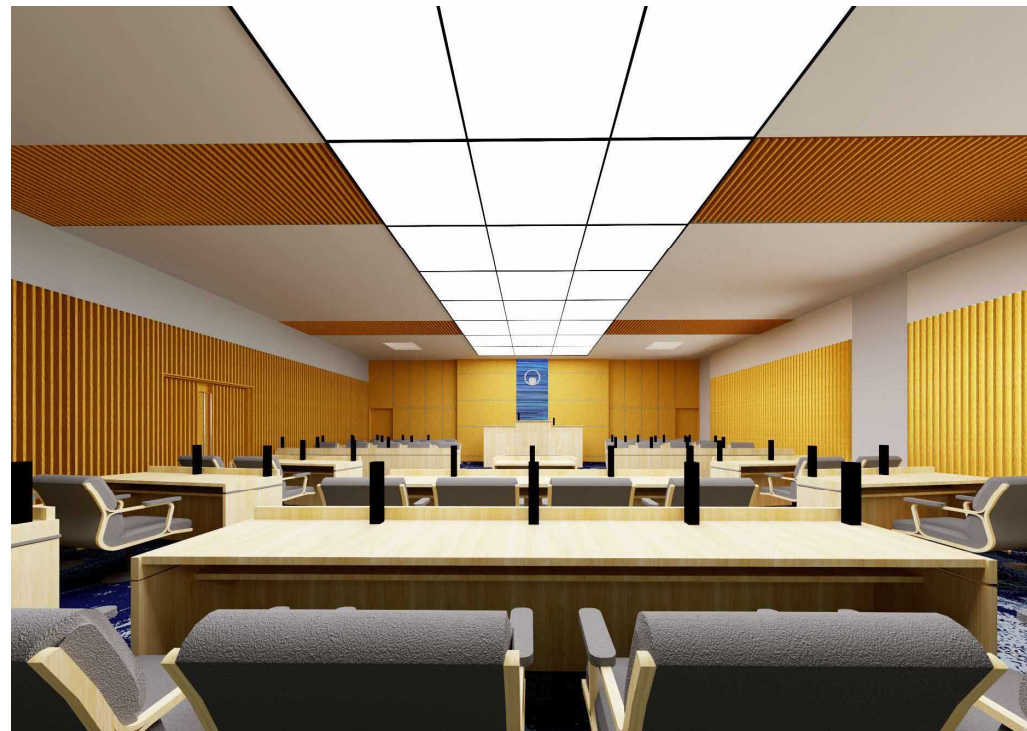
- ・本市の議決機関としての独立性を考慮するとともに、効率的な議会運営にも対応できるよう、動線、セキュリティ、情報発信環境、バリアフリー対応等に配慮した配置計画と機能を取り入れます。
- ・議場は、本会議場以外の用途で市民等が有効に活用できる計画とします。

### 1 1 - 2 議場計画

- ・机及び演壇の配置は、議員と理事者（市長等）が相対する対面演壇方式とします。
- ・議員席の床形式は、多様な利用を考慮して床をフラットとします。
- ・議場は、議会の本会議場としての利用のほか、さまざまな議員活動の場として、講演会場や会議室形式でも利用できる計画とします。
- ・本会議に使用する議場家具は、可動式のものを採用することでフレキシブルなレイアウトに対応します。
- ・天井高さは、議場及び会議室として十分に機能する高さとして、現議場と同等の3.85mとします。
- ・傍聴席の床レベルは、議場階床+50cmとし、議場が見渡せる計画とします。
- ・議員席22席／執行部席24席／傍聴席34席（記者席3席含む）
- ・円滑な議会運営を行うために必要な機能を備えた議会システムを導入し、防音対策も講じます。
- ・議事録作成や会議中継等に対応できる録音・録画設備のほか、多目的利用を想定した音響・映像設備を計画します。
- ・要所に内装の木質化を施した、暖かみのある議場空間を計画します。

### 1 1 - 3 その他

- ・傍聴希望者が開会までの時間を過ごせる議会展望ロビーを、議場西側に配置します。
- ・委員会室は、パーティションで分割できる仕様とし、様々な会合に活用できる計画とします。
- ・議会展望ロビー及び傍聴席を、委員会室や議員控室、議会事務局と離して配置することで、傍聴者の動線と議員及び職員の動線とを明確に分ける計画とします。



▲議場のイメージ図



▲議会展望ロビーのイメージ図



# 1 2 事業計画概要

## 1 2 - 1 工程計画

- ・新庁舎建設事業は、基本設計先行型の設計・施工一体方式（デザインビルド方式）を採用することとし、令和2年7月から同年12月にかけて事業者選定を行った後、令和3年1月から実施設計に着手する予定です。
- ・事業の全体工程は、下記のとおりです。

想定年月	R2年度（2020年度）												R3年度（2021年度）		R4年度（2022年度）		R5年度（2023年度）		R6年度（2024年度）	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
基本設計	■	■																		
DB事業者選定・契約手続き			■	■	■	■	■	■	■	■	■									
実施設計																				
建築工事																				
市民会館等解体工事																				
現本庁舎等解体工事 新庁舎外構工事等																				

▲ 工程計画概要図

## 1 2 - 2 建替計画

- ・現庁舎北側の市民会館及び周辺の車庫等を先行解体します。
- ・新たに庁舎棟及び付属棟を建設します。
- ・庁舎棟完成後に現庁舎を解体撤去し、来庁者用駐車場を含めた外構整備を行います。
- ・南側敷地の共済会館、保険棟、旧簡裁等を解体撤去し、公用車用駐車場を含めた外構整備を行います。

## 1 2 - 3 概算事業費

### 1：全体事業費

新庁舎建設工事費のほか、全体事業費を次のとおり試算します。

① 新庁舎建設工事費	約 5 6.5 億円
② 解体工事費	約 5.8 億円
③ 外構工事費	約 3.9 億円
小 計	約 6 6.2 億円
④ 各種設計・監理	約 4.4 億円
⑤ その他経費	約 2.4 億円
合 計	約 7 3.0 億円

- ・消費税10%を含みます。なお、実施設計の段階では、仕様等を具体化して経費の積み上げを行い、より詳細な事業費を算出することとしており、事業費に変動が生じる可能性があります。
- ・今後の建設市況の動向は、東京五輪や大阪万博、災害復興等による資材価格や人件費の高騰等により、建設費が上昇することも考えられます。

### 2：財源

新庁舎建設にあたっては、導入する機能や設備に対し、個別に交付税措置のある有利な地方債や国の補助金等を充てることを想定しています。

現時点において、財源として見込む主なものは以下のとおりです。

- ・市町村役場機能緊急保全事業債（充当率 90% 交付税措置率 22.5%）
- ・レジリエンス強化型ZEB実証事業（補助率 2/3）

※ 令和2年度当初予算成立後における庁舎整備基金残高は約13.1億円（想定）

① 国補助金	約 3.3 億円
② 地方債	約 5 8.8 億円
③ 一般財源	約 1 0.9 億円
④ 合 計	約 7 3.0 億円
⑤ 地方交付税	約 1 1.3 億円
実質負担額（=④-①-⑤）	約 5 8.4 億円



▲ 建替計画概要図